

## 海上公園撮影許可基準および注意事項

- 1 受付・受付時間 8時30分～16時30分  
撮影時間 辰巳の森海浜公園・新木場緑道公園9時～17時、その他の公園 6時～24時

**※土日祝日はVTRの撮影はできません。**

**※辰巳の森海浜公園・晴海ふ頭公園・春海橋公園においては、土日祝は多くのお客様が訪れるため、10人を超えるスチール撮影はできません。**

### 2 撮影許可区域

●辰巳の森海浜公園

●その他の公園は以下のとおり

新木場公園・春海橋公園・辰巳の森緑道公園・夢の島緑道公園・新木場緑道公園・晴海ふ頭公園・晴海緑道公園

ただし、公園内の各店舗の撮影は各店舗へ直接予約・許可を得た場合のみ撮影申請を受け付けます。

●新木場公園

※バーベキュー広場の撮影は、公園内のバーベキュー施設へ直接予約・了解を得た場合のみ撮影申請を受け付けます。

### 3 撮影禁止区域

●辰巳の森海浜公園

スポーツ施設エリア、ドッグラン、バーベキュー広場、駐車場

### 4 撮影に関わるスタッフ等について

出演者、モデル等の更衣室はありません。路上駐車はできません。

5 撮影禁止事項 ただし、下記以外でも管理上支障があると判断した場合は撮影をお断りします。

(1) 花火・焚き火・キャンプファイヤー等の火気使用シーン

(バーベキューシーンの撮影は火気取扱可能区域(バーベキュー広場)でのみ可)

(2) 投げ釣り、指定区域外の釣り

(3) キャンプをしているシーン(テント・タープ等)

(4) スポーツシーン(スケートボード・球技等)

(5) 楽器を持ち込んでの撮影(無音声の場合は要相談)

(6) 車両の乗り入れ及び乗車シーン(自動車・オートバイ・散水車・電源車等)

(7) ドローンを使用する撮影

(8) 暴力・乱闘・ヌード等、公園のイメージを損なう撮影

(9) 動物を伴っての撮影(ノーリードの犬を使ったシーン等)

(10) 景観を著しく変えるような撮影

(11) 申請したエリア以外での撮影

(12) 通行の妨げや通行規制・来園者の排除等を伴う撮影

(13) その他、一般来園者の迷惑となる行為

(大音量や臭気を伴う撮影・大規模な場所取り・アンケート・危険行為など)

(14) 公園施設(樹木・ベンチ等)を破損等する恐れのある撮影

※公園施設を破損等させた場合は、担当者立会いのもと、原状回復していただきます。

6 持ち込み機材及び許可範囲は次のとおりです。

●カメラ・モニターカメラ・三脚・レフ板・ガンマイク・バッテリーライト・レール(15m以内)・

発電機(手で持ち運べる物)・ケーブル・イントレ(3m以内はOK)等仮設物・撮影に直接かかわる機材

●出演者・モデル等の小道具(ただし禁止事項にかかるもの及びそれを連想させるものは不可)

※ただし、新木場緑道公園については、航空法により、照明機材及びクレーン(ジブ含む)は禁止

### 7 撮影の手続き

必ず下見を行い場所の限定をして下さい。面積の申請があり、面積によって料金が異なります。

撮影日当日、撮影実施前に事務所へ来所し、申請書の記入と料金精算を事前に行ってください。

《上記の事項を守れない場合は撮影を直ちに中止して頂くと共に以後の撮影申込みをお断りします》

※写真および映像ご利用の際は、各公園のクレジット掲出をお願いいたします。